

本人運転減免申請の事前受付について

香川県では、身体障害者手帳等をお持ちの方で、要件を満たす場合、自動車税の減免を受けられる制度があります。障害者本人が運転する場合(以下、「本人運転」)の申請は、下記のとおり受付をしています。

1. 受付期間

(1)すでにお持ちの車で申請する場合

各年度の自動車税の減免申請の本受付期間は、4月1日から自動車税の納期限5日前(土日祝の場合は翌平日)までです。ただし、本人運転で裏面の要件をすべて満たす場合に限り、本年度の減免申請期限の翌日から翌年3月31日(土日祝除く)まで、翌年度に申請する予定の自動車税減免申請として、事前受付をします。

本年度			翌年度			
5月下旬 本年度減免申請期限翌日	～	3月	4月	～	5月下旬 納期限 5 日前まで	6月下旬
事前受付期間 (翌年度分の減免申請)			本受付期間			承認 不承認を通知

- ※ 事前受付後、3月末までに減免要件を満たさなくなった場合、減免できません。
- ※ 事前受付は、申請書を事前にお預かりし、4月1日(土日祝の場合は翌平日)に受付をしたものとして扱います。
- ※ 事前受付をした場合も、減免初年度は5月の連休明けに通常の納税通知書を送付します。
- ※ 6月下旬に減免の承認、不承認の通知書を送付します。

(2)これから取得する自動車で申請する場合

● 自動車の取得時に自動車税がかかる場合

手続きが(1)と異なります。高松市鬼無町にある香川運輸支局内の県税事務所自動車税課(☎087-881-3858)で自動車の登録と同時に申請してください。なお、登録時に申請しなかった場合、さかのぼって申請はできません。

● 自動車の取得時に自動車税がかからない場合

上記(1)と同じです。自動車取得の翌年度分の自動車税の減免申請が可能です。

2. 減免申請(本人運転)の事前受付ができる要件

- 申請する自動車を、障害者本人が運転すること。
- 障害の範囲が減免の対象となる範囲に該当すること。
- 障害の再認定時期が定められている場合、減免申請対象年度の4月1日以降であること。
- 障害者手帳、運転免許証、車検証の住所が同一であること。
- 運転免許証の有効期限が、減免申請対象年度の4月1日以降であること。
- 車検有効期間満了日が、減免申請対象年度の4月1日以降であること。
- 運転免許証に条件がある場合は、条件に合う自動車であること。(現車または写真で確認します。)
- 自動車の車検証の所有者と使用者が、下表のように登録されていること。

自動車検査証	自己所有の場合	所有権留保付 割賦販売の場合
所有者欄	身体障害者本人	販売会社 (ディーラー等)
使用者欄	身体障害者本人	身体障害者本人

3. 申請の際に必要なもの

- 減免申請書
※ 県税事務所、各県民センター、中讃税務窓口センターにあります。
- 身体障害者手帳(または、戦傷病者手帳)【原本】
- 自動車検査証【コピー可】
- 運転免許証【コピー可(両面)】

4. 注意事項

- 郵送での申請はできません。下記の受付場所で申請してください。(代理申請可)
- 各県民センター、中讃税務窓口センターで2月の特定の日に事前受付を行います。詳細については、下記までお問い合わせください。
- 障害者本人が運転せず、家族等が運転する場合の減免は、減免要件や申請方法が異なりますので、下記までお問い合わせください。
- 減免申請後、次のような場合には、手続きが必要になります。減免の要件を満たさなくなった場合、さかのぼって税金が発生する場合があるため早めに下記まで連絡してください。
 - 事前受付後、3月末までに
名義変更・廃車した
 - 別車で減免申請する
 - 県外ナンバーになった
 - 運転免許証の返納・取消
 - 手帳の返納・等級変更
 - 本人死亡
 - 引越越し
 - 氏名変更

< 受付場所・お問い合わせ >

高松市松島町1丁目17-28 高松合同庁舎2階

香川県 県税事務所 自動車税課

☎087-806-0314 Fax:087-833-2388

受付時間:8:30~17:15(土日祝除く)